

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和6年8月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1 番	田中 幸子		2 番	宮田 孝	
3 番	小川 豊		4 番	齋藤 ゆみ	欠席
5 番	安田 勝明		6 番	斉木 一吉	
7 番	宮島 直也		8 番	宮地 勝則	
9 番	河村 修		10 番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	事務局次長	宮田 隆志
統括主査	大川 佳紀	主任主査	北野 研吾
主事	中川 碧		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、9名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

2 番	宮田 孝	3 番	小川 豊
-----	------	-----	------

議長

それでは議案一覧表に基づき、第27号議案から第30号議案を上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

では説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。第27号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

議案書2ページをご覧ください。番号1番。

【議案説明】

譲受人は現在水稻を耕作しております。譲渡人は高齢のため営農が困難になっており、耕作できる人を探していたところ、譲受人と話がまとまったため本申請となりました。

本申請は、譲受人が犬山市で初めて農地の権利を取得するため、8月23日に楽田地区の委員さんと事務局で面談を行いました。譲受人は長年水稻や野菜を耕作していること。申請地では水稻を耕作すること。また、草刈を定期的に行うことで周辺に迷惑をかけないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能であることを確認しております。

議案書3ページをご覧ください。第28号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

議案書4ページをご覧ください。番号1番。

【議案説明】

譲受人は犬山市で土木、建築業などを営む法人です。申請地の隣接地で新しく保育園を建築する計画があり、譲受人が外構工事を請け負うこととなりました。工事計画を進めるべく検討したところ、事業地の敷地内に仮設事務所や工事用の駐車場を確保することが不可能であることが判明しました。そのため、

事業予定地に隣接する申請地に仮設事務所や駐車場等を設置するため本申請となりました。

本案件は一時転用の申請となっております。一時転用とは、一定期間に限って農地を農地以外のものにする行為で、期間終了後は農地に復元することを前提とした転用となっております。本申請には、期間終了後農地に復元する旨の誓約書が添付されております。また、本事業について隣地の土地所有者や農業者からの同意書を頂いており、事業期間が申請地で耕作されている水稻の作付期間外であり、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。

地図資料の10ページを御覧ください。申請地の雨水は敷地内浸透とし、仮設トイレからの汚水は汲み取りにより処理します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面左側1番、アー（ア）、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域（農用地区域）内にある農地で農用地区域内農地に該当します。許可基準は右側の1番、アー（イ）－c、仮工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成する上で当該農地を供する必要があり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものに該当します。

続いて番号2番。

【議案説明】

譲受人は犬山市で建設業を営んでいます。申請地は、現在の土地所有者の亡父が昭和58年頃に埋め立てを行っており、平成28年頃から申請者が隣接する自身の工場の資材置場及び駐車場として借り受けて使用するようになりました。申請者は、申請地が農地であることを知らず、工場の近隣で他に資材等を

置く場所がなかったため利用していましたが、この度、農業振興地域の整備に関する法律、及び農地法に違反した状態となっていることを知り、違反状態を解消するために本申請となりました。そのため、本申請には始末書が添付されております。

地図資料の13ページを御覧ください。申請地の雨水は敷地内浸透処理をします。汚水の排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面左側2番、イー（ア）－a、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で1種農地に該当します。許可基準は右側の10番、イー（イ）－c－（e）、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続いて議案書の5ページ目をご覧ください。番号3番。

【議案説明】

譲受人は、愛知県北部地域3市2町の5つのJAが平成5年に合併し、主たる事務所を江南市において設立された農業関係団体です。現在、犬山市、扶桑町、大口町のエリアでは、収穫したもみは既存の2つの施設で、集荷、乾燥、もみすり、保管、出荷をしていますが、それぞれ平成5年と昭和60年に設置されたもので、老朽化しており、色彩選別機もないため、等級にも影響を及ぼしているという状況です。このため、2つの施設を統合して、新しくライスセンターの建築を計画しました。

申請地は、先ほどの2施設の利用者が最も多い犬山市の羽黒地区にあり、前面道路が10mと幅広く、利便性が大変よいことから計画地として選定しました。

地図資料の17ページを御覧ください。申請地の周囲はコンクリートブロック等により、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、雨水は地下雨水貯留槽、2段オリフィス柵を経て東側水路

へ放流します。汚水は北側の公共下水道へ排出します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 6 番オー
(ア) - a - (b)、鉄道駅の周囲概ね 500 m (当該施設を
中心とする半径 500 m の円で囲まれる区域の宅地割合が 4
0 % を超える場合には、40 % になるまで半径を延長したとき
の当該半径の長さ) 以内の区域にある農地で第 2 種農地に該当
します。許可基準は右側の 34 番、オー (イ) - b、イー
(イ) - c、d、g、h のいずれかに該当する場合に該当しま
す。本申請は表面右側 6 番、イー (イ) - c - (a)、農業用
施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設に該当しま
す。

続いて議案書の 6 ページをご覧ください。第 29 号議案、農
業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項
の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

議案書の 7 ページをご覧ください。今月の案件は 9 件で、整
理番号 1 番が相対、2 番から 9 番が機構での利用権設定です。

整理番号 1 から 5 番は城東地区、6 番から 8 番は羽黒地区、
9 番は楽田地区の案件となります。

整理番号 2 番から 5 番については、借人が犬山市で初めて利
用権を設定することから、令和 6 年 8 月 22 日に事務局と城東
地区の委員さんで面談を行いました。借人は市外に住んでいま
すが、幼いころから農業の経験があること、市内在住の友人と
協力して農業を行うこと、耕作用機械についても、貸人から譲
り受け、申請地付近で保管可能なことなど、申請地の耕作、管
理が可能なことを確認しております。

続いて議案書の 10 ページをご覧ください。第 30 号議案、
農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定につい
てです。

整理番号 1 番。建設計画は、駐車場 26 台分の整備です。

申出者は、昭和40年に設立された包装用資材の販売製造等を営む法人で、変更する土地の近くに営業所及び倉庫を構えています。

令和2年頃、申出者は従業員用駐車場が不足し土地を探したところ、申出地の所有者から土地を貸してもよいとの話があり、それまで他の事業者が駐車場として使用していた場所で、現地は既に砂利敷きとなっていたため農地であることは知らずに、令和3年から従業員用の駐車場として使用していました。この度、申出者は申出地が農用地区域内の農地で、農地関連法令の手続きがされていない状態であることを知り、是正のため今回の申出となりました。

2ページの附図8号をご覧ください。申出地は農用地区域内であるが、申出者の営業所から150m程度と非常に近く、従業員26名分の駐車場として使用しています。必要性があります。営業所の近くの農用地区域以外の場所への移転も含め代替地を検討しましたが、駐車場として整備可能な土地は所有者の同意を得ることが出来なかったため移転を断念して除外申出を行うこととしたもので、必要性和妥当性があると判断しています。

3ページの周辺図をご覧ください。申出地は、西は農地と隣接していますが、北は駐車場、東は道路、南は住宅に隣接しているため、農用地区域の周辺部にあたると判断しています。周辺図に示すとおり、申出地西側の農地への取水は申出地の北側を通して確保されており、排水についても問題なく行われていることを確認しています。このため、周辺農地の農作業への支障は軽微と認められます。

申出地は現在既に駐車場として使用されているため耕作者は存在せず、今後の利用集積には支障はないものと判断しております。

6ページ目の利用計画図をご覧ください。申出地の北側、東側、西側には擁壁を設置しており農地や水路への土砂の流出を防止しています。また、汚水雑排水は無く、雨水は砂利敷きに

より自然浸透をしています。

また、他法令については、農地法の許可見込みがあることを確認しております。

説明は以上です。

議長 ただいま事務局から第27号議案から第30号議案までの説明がありました。

これにつきまして質問とかご意見はございませんでしょうか。

議長 それでは、他に質問ご意見もないようですので、ここで地区審議をお願いしたいと思います。

15分ぐらいということで、14時35分まで地区審議をお願いします。

午前14時20分 地区審議

午前14時35分 開議

議長 それでは、総会を再開します。

第27号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1番について、楽田地区をお願いします。

河村委員 9番の河村です。

1番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 ありがとうございます。

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第27号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第28号議案、農地法第5条の規定による許可申請書
意見決定について意見の決定を求めます。

1番について、犬山地区お願いします。

宮田委員

2番の宮田です。

1番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長

2番について、城東地区お願いします。

安田委員

5番の安田です。

2番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長

3番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員

6番の斉木です。

3番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長

ありがとうございました。

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありました
ので、全委員さんにお諮りします。

第28号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定
してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第29議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正す
る法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決

定について意見の決定を求めます。

1 番から 5 番について、城東地区お願いします。

安田委員 5 番の安田です。

1 番から 5 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 6 番から 8 番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6 番の斉木です。

6 番から 8 番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 9 番について、楽田地区お願いします。

田中委員 10 番の田中です。

9 番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第 29 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて、第 30 号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定について意見の決定を求めます。

1 番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6 番の斉木です。

1 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありました

ので、全委員さんにお諮りします。

第30号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。
 続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 報告します。
 議案書の11ページをご覧ください。報告第13号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理についてです。今月の報告は4件です。

議長 ありがとうございます。
 ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

議長 何もないようですので、報告は終了しました。
 これで本日予定しました案件は全て終了しました。
 これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。